

見附市告示第157号

見附市図書館の指定管理者について、次のとおり指定し、見附市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例（平成17年見附市条例第4号）第5条の規定により告示する。

平成18年12月20日

見附市長 久住時男

記

指定をした日	平成18年12月20日
施設名称	見附市図書館
指定管理者の名称	見附地域情報研究会
指定の期間	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで